

監査委員公表第2号

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第199条第7号の規定に基づく財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9号の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和8年7月3日

二宮町監査委員 原 幸男
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類
財政援助団体等の監査
2. 監査の実施日
令和8年6月30日（火）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 原 幸男
監査委員 羽根 かほる
4. 監査の対象機関
対象団体 二宮町商店連合協同組合
所管課 都市部産業振興課
5. 監査の対象
二宮町から交付した補助金（令和7年度分）に係る補助金交付団体の出納、
その他事務の執行及び所管課の上記団体への補助金に係る出納、その他の事務。

6. 監査の着眼点

二宮町が交付した補助金に係る出納、その他事務の執行状況及び事業効果について、補助金が目的に沿って有効かつ適正に使われているか、補助金の交付申請から実績報告までの事務手続が適正であったか、補助対象事業の執行が適切かつ効率的に行われているか等に主眼を置いて監査を実施した。

7. 監査の実施内容

監査にあたり事前に提出された監査説明書及び関係書類等に基づき、所管課及び補助金交付団体からの説明を聴取した。

8. 補助金交付団体の概要

当初は二宮町商店連合会の名称で、町内商店会の近代化及び経営の合理化、地域商業の発展を目的に昭和 58 年 10 月に設立された。その後、組織強化を図る中で自治体の助成が不可欠であることから法人化に至り、平成 4 年 6 月には中小企業等組合法に基づき、組合員 199 名で二宮町商店連合協同組合を設立した。なお、令和 7 年度末の組合員数は 80 名である。

主な事業は、ジョイカード関連事業等による商業者の経営基盤の強化、商店会への補助育成、販売促進による消費者還元事業などである。

補助対象は商業者イベント補助事業、消費者還元ポイント普及推進事業、ジョイカード運営事業ほか組織強化や IT 化にかかる事業である。

9. 補助金の執行状況

二宮町商店連合協同組合補助金は、二宮町商店連合協同組合補助金交付要綱の規定に基づき交付され、町内商業の総合的な振興を目的とした上記対象事業に不可欠な経費に充当している。

10. 監査結果

補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、使途はおおむね適正と認められるが、以下見直し及び改善を求める。

未執行に終わった IT 化補助事業については、より効果的な事業展開に向け、あらためて検討されたい。現状維持にとどまらず、組合員の創意による組織強化への取り組みに期待したい。

所管課に対しては、補助金交付要綱に依拠した実績報告がなされるよう指導助言し、併せて補助金の実効性が可視化されるよう要綱を整備されたい。

以上